

藤沢市議会委員会条例の一部改正について
藤沢市議会委員会条例の一部を次のように改正する。

令和2年10月7日提出

議会議員	吉田淳基
同	大矢徹
同	柳沢潤次
同	石井世悟
同	桜井直人
同	北橋節男
同	友田宗也
同	平川和美
同	柳田秀憲
同	神村健太郎
同	原田建

藤沢市議会委員会条例の一部を改正する条例

藤沢市議会委員会条例（平成15年藤沢市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「出席できない」を「出席（第12条の2に規定するオンラインによる出席を含む。第16条，第18条ただし書，第21条ただし書，第25条ただし書，第31条第1項，第41条第2項，第49条第1項，第51条第2項，第52条第1項ただし書及び第62条第1項第2号において同じ。）ができない」に改める。

第12条の次に次の1条を加える。

（会議の開会方法の特例）

第12条の2 委員長は，大規模な災害等の発生等により委員会の開会場所への参加が困難である等，特に必要があると認めるときは，映像と音声の送受信により

相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）を利用した委員会を開会することができる。

2 オンラインを利用した委員会を開会すべきと思慮する委員は、委員会の開会前に、委員長にその旨の意見を提出することができる。

3 第1項の規定によりオンラインを利用した委員会が開催されることとなった場合において、オンラインによる出席を希望する委員は、あらかじめ委員長にその旨を申し出なければならない。

第14条に次の1項を加える。

3 委員長（前2項の規定によりその職務を行うこととされたものを含む。）は、その職務の一部を他の委員に行わせることができる。

第20条に次の2項を加える。

2 オンラインを利用した委員会を開会することとし、又はすでに開会している場合であって、前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる出席を希望する旨の意見を提出したときは、委員長はこれを認めることができる。

3 前項の規定は、第27条、第39条第1項若しくは第61条第1項の規定により出頭若しくは出席を求め、又は第40条第2項の規定により委員長が他の委員会に出席する場合に準用する。

第47条中「委員」の次に「（オンラインによる出席をしている委員については、その者が送信する映像に映り込んでいない委員）」を加える。

第65条に次の1項を加える。

2 オンラインによる出席又は出頭をする者は、その画面に会議の妨げになるものを映し出してはならない。この場合においては、前項ただし書を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、大規模な災害等の発生等により委員会の開会場所への参集が困難である等、特に必要があるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法を利用した委員会を開会することができるようにするため、所要の改正をする必要による。